

# 子ども・子育て支援制度

平成28年度 利用者負担額（保育料）が決定しました

## 多子世帯・ひとり親世帯の負担軽減措置を拡充します

鞍手町では、幼児教育の無償化へ向けた段階的な取り組みとして、平成28年4月から住民税所得割額が一定額未満の世帯について、保育所（園）や認定こども園の利用者負担額（以下「保育料」）の多子世帯に対する負担軽減措置（以下「多子軽減措置」）及びひとり親世帯等に対する負担軽減措置を拡充しています。

ここでは、改正の内容を保育所の保育料を例に説明します。

### 改正点①



#### 多子軽減措置の拡充



#### 多子軽減措置とは？

多子軽減措置とは、第1子の保育料を基準額の全額とすると、第2子は半額に、第3子以降は無料とする措置です。



#### どのように拡充されたの？

第2子半額、第3子以降無料という考え方に変更はありませんが、多子算定の対象となる子どもの範囲が広がりました。従来は、小学校就学前で幼稚園や保育所等を利用している子どものみが対象でしたが、住民税の所得割額が57,700円未満の世帯の人は、小学校以上で生計を一にしている子どもも、年齢に関係なく対象となりました。

#### 【例】第3階層（標準時間）

- 第1子 小学5年生
  - 第2子 4歳
  - 第3子 1歳
- の場合

平成27年度まで

保育料	
第1子	—
第2子	14,800円（全額）
第3子	8,750円（半額）



平成28年度以降

保育料	
第1子	—
第2子	7,400円（半額）
第3子	0円（無料）

### 改正点②



#### ひとり親世帯等に対する負担軽減措置の拡充



#### ひとり親世帯等とは？

ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の各手帳の交付を受けた人及び特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯をいいます。



#### どのように拡充されたの？

第3階層（市町村民税所得割額が48,600円未満）及び、第4階層の一部（市町村民税所得割額48,600円以上77,101円未満）において、ひとり親世帯等の人については、それ以外の世帯の人の保育料と比較して1,000円軽減されていましたが、この1,000円軽減されていた保育料からさらに、第1子は半額に、第2子以降は無料となりました。

#### 【例】第3階層のひとり親世帯等（標準時間）

- 第1子 4歳
  - 第2子 1歳
- の場合

平成27年度まで

保育料	
第1子	13,800円（全額）
第2子	8,250円（半額）



平成28年度以降

保育料	
第1子	6,900円（半額）
第2子	0円（無料）



#### 問い合わせ

役場福祉人権課児童人権係  
☎42-2111  
(内線241・242)まで

# 平成 28 年度 鞍手町 子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額階層表

## ■幼稚園等（1号認定）利用者負担額表

（単位：円）

階層区分	定義		月額利用者負担額		
第1	生活保護法による被保護世帯		0		
第2	当該年度（※1）の市町村民税所得割非課税世帯（均等割課税含む）	ひとり親世帯等（※3）	0		
		上記以外	第1子	2,700	
第3	当該年度（※1）の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当するもの	77,101円未満	ひとり親世帯等（※3）	第1子	6,700
				第2子	0
		上記以外	第1子	14,400	
			第2子	7,200	
第4	77,101円以上 211,201円未満	第1子	18,400		
		第2子	9,200		
第5	211,201円以上	第1子	23,100		
		第2子	11,550		

## ■保育所等（2号・3号認定）利用者負担額表

（単位：円）

階層区分	定義		月額利用者負担額							
			3歳未満		3歳		4歳以上			
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
第1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0		
第2	当該年度（※1）の市町村民税非課税世帯（※2）	ひとり親世帯等（※3）	0	0	0	0	0	0		
		上記以外	第1子	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400	
第3	48,600円未満	ひとり親世帯等（※3）	第1子	8,200	8,100	6,900	6,800	6,900	6,800	
			第2子	0	0	0	0	0	0	
		上記以外	第1子	17,500	17,300	14,800	14,600	14,800	14,600	
			第2子	8,750	8,650	7,400	7,300	7,400	7,300	
第4	当該年度（※1）の市町村民税課税世帯であって、その所得割額（※4）が次の区分に該当するもの	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等（※3）	第1子	13,500	13,300	12,100	11,900	12,100	11,900
				第2子	0	0	0	0	0	0
		上記以外	第1子	27,000	26,600	24,300	23,900	24,300	23,900	
			第2子	13,500	13,300	12,150	11,950	12,150	11,950	
第5	77,101円以上 97,000円未満	第1子	27,000	26,600	24,300	23,900	24,300	23,900		
		第2子	13,500	13,300	12,150	11,950	12,150	11,950		
第6	97,000円以上 169,000円未満	第1子	40,000	39,500	37,300	36,800	32,700	32,100		
		第2子	20,000	19,750	18,650	18,400	16,350	16,050		
第7	169,000円以上 301,000円未満	第1子	54,900	54,000	38,200	37,600	32,700	32,100		
		第2子	27,450	27,000	19,100	18,800	16,350	16,050		
第8	301,000円以上 397,000円未満	第1子	72,000	70,900	38,200	37,600	32,700	32,100		
		第2子	36,000	35,450	19,100	18,800	16,350	16,050		
第8	397,000円以上	第1子	93,600	92,100	38,200	37,600	32,700	32,100		
		第2子	46,800	46,050	19,100	18,800	16,350	16,050		

◎第3子以降は無料です。なお、多子算定の対象となる子どもは、住民税の所得割額によって異なります（右ページ「多子軽減措置の拡充」参照）。

◎2号・3号認定の「標準時間」「短時間」の区分については、先に通知している支給認定通知書の保育の事由及び必要量の欄を参照してください。

◎表中における年齢は、当該年度（※1）の4月1日時点の年齢を指します。

※1：当該年度とは、4月から8月までは前年度を、9月から翌年3月までは現年度を指します。

※2：市町村民税非課税世帯とは、市町村民税の均等割・所得割共に非課税の世帯をいいます。

※3：ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の各手帳の交付を受けた人及び特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯をいいます。

※4：市町村民税の所得割額とは、住宅借入金等特別控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額です。実際に課税された市町村民税の所得割額と異なる場合があります。